

全老健第 17-301 号
平成 17 年 11 月 17 日

厚生労働省老健局長
磯 部 文 雄 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会 長 漆 原 彰

ユニット型介護老人保健施設に関する要望について

10 月 1 日の介護保険制度改正により、介護報酬上、新たにユニット型介護老人保健施設が規定されましたが、介護老人保健施設では、平成 13 年度から平成 15 年度まで、国からの国庫補助（施設整備費）を受けて、ユニット型介護老人保健施設が整備された経緯がございます。

今般、新たなユニット型介護老人保健施設の基準とこの国庫補助を受けて設置されたユニット型介護老人保健施設の基準が異なるため、一部の施設において、ユニット型介護老人保健施設として開設しながら、10 月 1 日以降ユニット型介護老人保健施設には該当しないとの指摘を都道府県から受けております。

国庫補助の交付を受ける際にはユニット型として承認を受け、それなりの設備投資をして開設された施設が、新基準ができる前に設立され、その結果、新基準に合致しないので、ユニット型介護老人保健施設でないというのは、単に合理性にかけるというだけではなく、これまでユニット型介護老人保健施設として地域で運営してきた施設の信用問題に関わる重大事態であります。

つきましては、平成 13 年度から平成 15 年度まで、国からの国庫補助（施設整備費）を受け整備されたユニット型介護老人保健施設につきましては、少なくとも経過措置として、4 月 1 日以降「ユニット型介護老人保健施設」としてお取り扱いいただくよう要望します。

以上